日本発汗学会会則

第１条（名称）

本会は日本発汗学会（The Japanese Society for Perspiration Research）と呼称する。

第２条（所在地）

本会所在地を、〒350-0495 埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷38学校法人埼玉医科大学脳神経内科（TEL: 049-276-1209）に置く。

第３条（目的）

本会は医工学ならびに基礎、臨床医学の他、鍼灸、化粧、衣服、運動、在宅、看護など各領域における発汗学の発展を目指すとともに、発汗学に興味を持つ同学の士を開拓することを目的とする。

第４条（事業）

本会は第３条の目的達成のために下記の事業を行う。

１．学術集会などの開催

２．学術雑誌、書籍などの発刊

３．発汗学研究者の国際交流

４．その他、本会の目的達成に必要と認めた事業

第５条（会員）

本会の会員は、下記に揚げる会員を以て構成する。

１．会員　　　　　２．賛助会員

正会員は、会費を納入する個人。

賛助会員は、本会の目的に賛同し、かつ事業を維持するための助成金を納める団体または個人。

第６条（入会）

１．入会希望者は入会申し込み書（会員カード）に必要事項を記入し、会費を添えて本会事務局に申し込むものとする。原則として、３年間会費を滞納したものは退会とみなす。

２．退会しようとする者は本会事務局に届け出るものとする。但し、既納会費は返付しない。

第７条（役員）

１．本会には次の役員を置く。

理事長　　１名　　　 総会会頭　　１名

理　事　　若干名　　　評 議 員　　若干名

監　事　　１名　　　　名誉会員　　若干名

２．理事の互選により１名を理事長とする。

３．理事長は会務を総括し、さらに必要があれば副理事長を指名することがで　きる。

４．理事は評議員の中より理事会が選出し、評議員会で決定される。

５．理事は理事会を構成し、本会の運営、発展に必要な諸事項を審議し、理事長を助けて会務を執行する。

６．評議員は正会員の中より選出し、理事会の推薦を経て評議員会で議決し、総会の承認を得るものとする。理事長がこれを委嘱する。

７．評議員は評議員会を組織し、本会に関する重要事項を審議する。

８．監事は民法第59条に定める会の財産および業務の執行を行う。

９．総会会頭は理事会の推薦により選ばれ、総会の承認を得るものとする。任期は１年とし再任を妨げない。

10．名誉会員は理事会の推薦により選ばれ、総会の承認を得るものとする。名誉会員は理事会に出席して発言することができる。

第８条（役員の任期）

役員の任期は総会から総会までとし、会頭１年、理事長２年、理事２年、監事２年とする。但し、再任を妨げない。

第９条（会費）

会員は細則に定める年会費を納める。

第10条（会議）

１．本会は年１回総会を開催する。理事会は適宜開催する。

２．総会の運営に関する細目は総会会頭が理事会にはかり決定する。

３．理事会は次の事項を審議し、評議員会に報告し、総会の承認を得るものとする。 (1)総会会頭の選出　　(2)事業および会計報告

(3)会則の変更

(4)その他、理事会で必要と認めた事項

第11条（会計年度）

本会の会計年度は８月１日より翌年の７月31日までの１か年とする。

第12条（会則の修正）

１．本会の会則の改正は、理事会の発議により評議員会で議決し、総会の承認を得るものとする。

２．細則は、理事会の議決により立案・決定し、若しくは修正することができる。

附　　則

本会の会則および細則は、平成10年８月30日より施行する。

日本発汗学会施行細則

第１条

本会の運営に必要な経常的な事項は、この細則に定める。

第２条

細則の立案・決定及び修正は、会則第12条第２項により、理事会が行う。

第３条

会則第９条に定める年会費は、次の通りとする。

一般会員年会費　　 　　 5,000円

評議員年会費　　　　　　 6,000円

理事・監事年会費　　　　10,000円

賛助会員年会費　　　　　50,000円（一口）以上

第4条

名誉会員の選考は別に定める申し合せに基づき、理事会が行う。